

平成 21 年 3 月 3 日

## 馬の伝染病予防に留意願います。

2 月 18 日に、管内の馬 1 頭に馬鼻肺炎による流産が発生しました。発生農場では流産母馬の隔離、流産胎子を含む汚染物の消毒と処理、厩舎の消毒など適切な防疫措置が施されていますが、馬を飼養する各農場では、本病や他の病気を予防するため、下記の対応をお願いします。

### 記

#### 1 厩舎の衛生対策について

厩舎内外を定期的に清掃、消毒し、外来者を必要最小限に留める。

厩舎の出入り口に踏み込み消毒槽を置き、厩舎内専用の衣服、手袋、履き物を用意する。

管理者や外来者が厩舎に入る際は踏み込み消毒槽で履き物を消毒し、

予め用意されている厩舎内専用の衣服、手袋、履き物を着用する。

朝夕の馬の観察を強化し、体調不良が伺われた際は獣医師等の専門家に相談する。

#### 2 馬鼻肺炎について

ウイルスによって起こる馬の伝染病であり、妊娠後期の馬に感染した際に、流産が妊娠 9～11 か月頃に発生するのが特徴です。育成馬や雄馬に感染しても実害はありません。

したがって、妊娠馬を非妊娠馬から隔離して飼養する、妊娠後期の馬を他厩舎に移動させないことが重要な予防法となります。また、ワクチンにより予防することも可能ですが、妊娠 7 か月頃から 1 か月毎に計 3～4 回接種する必要があります。

なお、本病の消毒薬には逆性石けん剤が有効です。

#### 3 流産が発生した場合は次のように対応して下さい。

家畜保健衛生所または診療獣医師に連絡して下さい。

流産母馬の馬体を消毒薬を浸したタオルで洗浄・消毒後、14 日間以上隔離して下さい。

流産胎子や羊水、後産には多量のウイルスが含まれますので、胎子、敷き藁、後産を消毒後、フレコンパック等に詰めて、焼却または埋却して下さい。

フォーク、飼料容器、衣服、手袋等も十分に消毒して下さい。

厩舎の衛生対策等の詳細は、中央家畜保健衛生所（TEL 688-4111）にお尋ね下さい。